**福島県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金交付要綱**

（目的及び交付）

第１条　知事は、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の早期装用による言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上の推進を図るため、軽度・中等度難聴児補聴器（以下「補聴器」という。）の購入等に要する費用の一部を助成する事業を行う市町村に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「補聴器購入費等」とは、新たに補聴器を購入する経費、別表に定める耐用年数経過後に補聴器を更新する経費又は修理に係る経費をいう。

（補助の対象）

第３条　補助金は、補聴器購入費等助成事業実施要領に基づき、市町村が実施する補聴器購入費等の助成事業に要する経費について交付するものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、購入及び更新においては、市町村が必要と認める補聴器購入費等と、別表に示した県基準額とを比較していずれか少ない方の額に３分の１を乗じて得た額と市町村が助成した額に２分の１を乗じた額を比較していずれか低い額とし、修理においては、市町村が必要と認める補聴器購入費等と、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２８号）」に規定する基準額とを比較していずれか少ない方の額に３分の１を乗じて得た額と市町村が助成した額に２分の１を乗じた額を比較していずれか低い額とする。ただし、算出された額に１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金交付申請書（様式第１号）の提出期限は、知事が別に定める日として、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（１）所要額調書（様式第２号）

（２）歳入歳出予算書（又は見積書）抄本

（３）その他知事が必要と認める書類

（交付条件）

第６条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の20％以内の減額とする。

２　規則第６条第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第７条　規則第６条第１項第２号の規定に基づき、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第８条　規則第８条１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（実績報告）

第９条　規則第13条の規定による実績報告書は、補助事業実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（補助事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日に属する年度の３月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（１）精算書（様式第２号）

（２）歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

（３）その他知事が必要と認める書類

（交付の請求）

第１０条　補助金の交付の決定の通知を受けた市町村は、補助事業が完了した場合は、補助金交付請求書（様式第６号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第１１条　市町村は、当該補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、補助事業完了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和　３年４月１日から施行する。